

感染症対策指針

第1条 感染症対策に関する基本的な考え方

介護事業所は、利用者の健康や生命に直接関わる日常的な衛生管理また感染症予防に努めるとともに、感染症が発生した場合も利用者宅に感染症を持ち込まない、感染症が発生した利用者宅から持ち出さないよう、まん延防止のため措置を講じる。

第2条 感染症対策委員会の設置

感染症（食中毒を含む）の発生や発生時の感染拡大を防止するために、感染症対策委員会を設置する。

職 種	役 割
代 表 者	事業所全体の管理
管 理 者	事業所の管理、外部との情報交換、
職 員	利用者と家族との連絡窓口

第3条 職員研修

1. 感染症対策の基本的な考え方及び具体的対策について、全職員を対象として周知徹底を図ることを目的に実施する。
2. 研修の内容は、感染症対策の基礎的内容等の確認・啓発や、指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を行うものとする。
3. 研修の種類と内容は次のとおりとする。
4. 定期的な研修（年1回以上）
5. 必要に応じて随時開催する研修や対応の周知及び外部研修会等への参加

第4条 平時の対応

1. 感染症対策マニュアルに沿って、手洗いの徹底など感染対策に努める。
2. 利用者・職員の体調管理を行う
3. 各マニュアルは各部署共通のものとして整備し、職員に周知徹底し必要に応じて見直すものとする。

第5条 発生時の対応

1. 事業所内で感染症が発生した時は、委員会が中心となり、発生の原因の究明、改善策の立案、対策を実施する。その内容及び対策について、感染委員会及び全職員に周知する。
2. 感染症発生の原因究明のため、周辺地域の感染情報を収集・把握し、迅速な対応が取れるよう感染症に関わる情報管理を行う。
3. 報告が義務付けられているものについては、速やかに行政庁及び保健所に報告する。

第6条 閲覧

本指針は、利用者及び利用者家族等の求めに応じていつでも閲覧できるとともに、

ホームページ等に公表し、だれでも閲覧できるようにする。

第7条 その他感染症対策推進のために必要な事項

感染症対策マニュアルは、最新の知見に対応するよう定期的な見直し・改定を行う。

附則

本指針は、令和3年4月1日より施行する。

改 定 令和7年9月25日